

裁判員経験者の意見交換会議事要録

日 時 平成28年10月26日（水）午後3時00分から午後5時8分

場 所 横浜地方裁判所中会議室

参加者等

司会者 近 藤 宏 子（横浜地方裁判所第5刑事部部総括判事）

裁判官 三 好 治（横浜地方裁判所第5刑事部判事）

検察官 富士原 志 奈（横浜地方検察庁検事）

弁護士 水 上 裕 嗣（神奈川県弁護士会所属）

裁判員経験者1番 60代 女性 （以下「1番」と略記）

裁判員経験者3番 60代 男性 （以下「3番」と略記）

裁判員経験者4番 50代 男性 （以下「4番」と略記）

裁判員経験者5番 40代 男性 （以下「5番」と略記）

裁判員経験者6番 20代 女性 （以下「6番」と略記）

議事要旨

（司会者）

それでは、裁判員経験者の方々との意見交換会を始めさせていただきます。

皆様には、裁判員の職務を担当していただくということで大変お世話になったのみならず、本日このような意見交換会の場にも御出席をいただきまして、本当にありがとうございます。

私は、横浜地裁の第5刑事部で勤務をしております近藤と申します。本日の司会を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

私自身は、横浜地裁に平成26年の12月に参りまして、現在約2年が経過しようとしているところです。その間、裁判員裁判を複数やらせていただいております。裁判員裁判が始まりまして7年余りたったところです。まだまだ1件ずついろいろな難しさを抱えながらやっているところですけれども、何よりも、やはり裁判員を経験した方々のご意見というのは、私たち法律家といいますか、裁判官、検察官、

弁護士の方々だけで話し合ってもわからない部分がたくさんありますので、皆様の本日の率直な御意見をいただけるということについても、今後の職務に参考になるものと思っております。

私からの自己紹介というのはこの程度にさせていただきます、本日御出席いただいている検察官、それから弁護士の方からも一言ずつ自己紹介をいただければと思います。

では、検察官からよろしいでしょうか。

(検察官)

検察官の富士原と申します。よろしく願いいたします。

私自身は平成28年の4月から横浜地検のほうに勤務となっております。また、横浜地検の前の名古屋にいたときには裁判員裁判の経験はなかったのですが、3年前、4年前にちょうど横浜地検の小田原支部に勤務しておりまして、そのころとあと今回、この4月からと合わせて今まで十数件、裁判員裁判を経験してきました。

ただ、裁判体、あるいは各検察官によっても、やり方がそれぞれだなということを感じています。また、今年に入ってから特に思うのですけれども、私たちが当然のことと思って余力を入れていなかった、軽く見ていた点が、実は裁判員の方々にとってとても重要に感じておられるということの後で知ったということもありまして、なかなか毎回予定していた立証よりも、さらにもっと考えなければいけないなど反省する点もございました。

そういった意味では、皆様方の今日のお話は非常に楽しみにしてまいりましたので、どうぞよろしく願いいたします。

(司会者)

それでは続きまして、神奈川県弁護士会からお願いいたします。

(弁護士)

弁護士の水上と申します。よろしく願いいたします。

私自身は弁護士になってまだ3年目でして、裁判員裁判の経験もそれほどござい

ません。そういうこともありまして、むしろ裁判員の方々がここにいらっしゃる方々だけでも、私が経験していないいろいろな種類の事件ですとかをそれぞれ経験されているということがありますので、ここで皆さんの御意見を伺って、今後の裁判員裁判で適切な弁護活動ができるように役立てたいと思っていますので、今日はどうかよろしく願いいたします。

(司会者)

ではお願いします。

(裁判官)

近藤裁判長と同じく、第5刑事部に所属しております裁判官の三好と申します。

私は平成26年の1月に裁判官に任官しまして、それから約2年半余りで20件程度裁判員裁判を担当させていただきました。裁判員裁判では、本当に毎回裁判員の方々に貴重な御意見をいただいて、勉強させていただいております。今日は経験者の方々に忌憚のない御意見を伺える貴重な場ということですので、とても楽しみにしております。どうぞよろしく願いいたします。

(司会者)

それでは引き続きまして、今度は御出席いただきました裁判員経験者の皆様から、一言ずついただきたいと思います。

(裁判官)

それではこれから、私のほうからお一人ずつ、どんな事件だったのかということを中心に御紹介させていただいて、その後に概括的な感想などを皆様に一言ずつおっしゃっていただきたいと思っています。

まず1番の方の事件でございますが、これについては、罪名は傷害致死という事件でございます。被告人は裁判のときも未成年の少年で、友人2人と一緒に被害者をカッターナイフで切りつけるなどして、傷害を負わせて死亡させたという事案でございます。

被告人は事実を認めていたのですが、簡単に言いますと少年を刑務所に入れて刑

罰を受けさせるべきか、それとも少年院に入れるべきかという少年事件特有の点が争いとなっていて、7日間かけて審理・評議をした結果、被告人には刑務所で刑罰を受けさせるという判断がされたという事案でございます。

では、概括的な感想をお伺いしたいと思います、1番の方、いかがでしたでしょうか。

(1番)

初めにその少年の姿を見たときに、こんなまだあどけない坊やという感じの人が、何で怖いことができたんだろうという疑問が大変大きかったように思います。

それと、裁判が始まる過程で、彼が背負っている生い立ちとか環境とか、あと周りを取り巻く全てのものがこういうものに結びつけたんだろうかどうかというところで、私自身は大変悩んだ気がいたしましたが、やはり結論というのも変なんですけれども、いい社会人になるためには一回自分の心を洗い直すべく、刑務所に入るということで決まったことを、今でも何となくそのときのことを思い出しますと、彼が今どうしているかなと、ちょっと心配になったりもしているのが現状でございます。

(裁判官)

どうもありがとうございました。

続きまして3番さんの事案は全部で五つの事件がございまして、被告人が夜間通りがかりの女性にいきなりわいせつ行為や暴行を加えて、5名の被害者のうち1名の方についてはけがも負わせたという事案と伺っております。事実については争いはなく、争点は量刑ということで、審理や評議等を含めて6日の日程だったということでございます。

では感想を伺いたいと思いますが、3番の方、いかがでしたでしょうか。

(3番)

とてもいい経験をさせていただいてありがとうございました。

全部で5回参りましたが、集まった方が非常に皆さん年齢もそれぞれで男女とい

うことだったんですが、こんな思い込みはいけないんですけども、お若い方も非常に皆さん真面目で、自分も真面目であろうとしたわけですけども、そういう真摯な姿勢が感じられて手応えがありました。

それから、一番若い裁判官の方に、裁判員制度のいいところは何なんですかと、メリットは何なんですかと言ったところですが、それは今までこういった事件は裁判官3人で考えて結論を出す、それが皆さんと一緒に考えることができ、皆さんの経験とか発言、考え方を通して結論を出していけることがメリットなんですよと言ったことが、非常に印象的でした。

(裁判官)

どうもありがとうございました。

4番さんの事件は、被告人がアメリカから16キロを超える大量の覚せい剤を自動車の床下に隠して船で輸送するという方法で密輸したという事件と、覚せい剤を自分で使った事件、この二つの事件がございました。裁判では、覚せい剤の密輸に関して被告人が自動車内に覚せい剤が隠されていたということを知っていたかということが争いになって、審理、評議などを含めて8日間の日程だったと伺っております。

それでは4番さん、ご感想はいかがでしたでしょうか。

(4番)

裁判員裁判ということで、1番の方とか先ほどもお話ししたんですけど、人が死んだり、誰かが殺しちゃったりとかということのを想像していたんですが、意外にも覚せい剤の密輸ということで、あ、こんなこともやるんだということで、明らかに内容は今、説明のあったとおりで、無実を訴えている人と、そうじゃないよと言っている検察官のお話だったです。

ですので、あっけなく審理のほうも終わり、あっけなく何年というのも決まり、こんなんでも裁判員裁判をやるのかなというのが、最終的に終わったときの感想でした。

(裁判官)

どうもありがとうございました。

5番さんの事件は罪名は強姦幫助と強姦致傷幫助で、被告人が実際に強姦した男性による強姦が行われた場所、ホテルの中なんですけど、そこに被害者を連れて行って、幫助というのはその犯行を手助けしたという事件が二つあった事案ということなんです。これも事実には争いがございませんので、争点は量刑ということで、審理、評議等含めて5日間の日程だったと伺っております。

では5番さん、感想お願いいたします。

(5番)

私の関係した事件は、加害者が別の事件の被害者だったということもあって、やはりそこら辺の複雑さというか、どう考えたらいいんだろうというところを非常に悩みました。

我々が普段生活している環境とは、被害者、加害者含めてですけれども、なかなか違うものがあるなというのを感じました。そういった意味で、自分は子どもがいるんですけれども、人が育つ環境であるとか、我々が住んでいる環境というものをそもそもこういう事件を通して改めて見つめ直すというか、そういう機会になったかなと思っています。

そういった意味で、社会に関わるという意味でもこういった裁判員制度というのは一つの意味があるのかなと感じました。

(裁判官)

どうもありがとうございました。

6番さんの事件は精神障害を抱えていた被告人が、認知症の父親と生活する中でストレスを抱えていて、その中でお父さんとお母さんがもめて、普段穏やかなお母さんが感情をあらわにするというのを目撃して、このままだとお母さんがどうにかなってしまうというようなことを考えて、被害者であるお父さんの背中を包丁で1回突き刺して殺害しようとしたという殺人未遂の事件です。

事実関係にはおおむね争いはなくて、争点は量刑という事案でして、審理、評議等含めて7日間の日程と伺っております。

では、感想をお願いいたします。

(6番)

私の大きな感想が、裁判員という制度は何となく知っていたんですけど、私はまだ若い、最年少で学校を出たばかりだったので、最初は全然責任感とかもなく、お金ももらえるしやってみてもいいかなというぐらいの気持ちで参加したので、何も知識もなかったんですけど、私の担当の裁判体の方々がすごくわかりやすく説明してくださって、その7日間を通して事件と向き合っていくうちに、すごくやりがいもあるし、考えなきゃいけないところもたくさんあるし、これは私みたいな若い人たちにとってもすごくいい社会経験になるというか、人生経験になるなというのはすごく終わったときに感じました。

この事件ですごく悩んだのは、犯人が障害を少し持っているということで、それをどの程度考慮したらいいのかなとかというのが、そういう知識もなかったので少し大変なところだったかなというのは思いました。

(裁判官)

どうもありがとうございます。

(司会者)

それではこれから審理の流れに従いまして、それぞれ話題を一つずつ絞って、皆様の御意見や御感想をお聞かせいただきたいと思います。

最初は冒頭陳述に焦点を当てたいと思います。冒頭陳述は、最初の段階で検察官、弁護人の双方がそれぞれの言い分を端的におっしゃり、これから証拠調べをするについて注目してもらいたい点、本件の争点について、自分たちはどういう立証などをしていくのかということをお披露する場であったと思います。

それぞれ配られた書面、冒頭陳述の際に配られた書面については、思い出していただくために、それぞれの皆様のお手元に配付させていただいております。皆様順

番に、冒頭陳述についてわかりやすかったかどうか、検察官、弁護人の双方についての御意見をお聞かせいただければと思います。

先ほどは1番の方からお聞きしましたので、一つずつずらしていくということで、今度は3番の方からお聞かせいただきたいと思います。

(3番)

説明は分かりやすかったです。すぐ理解できました。ですが1点だけ思ったのは、集められてその日に法廷に出るというのは予想していなかったんです。何となく、案内があったのかもしれないんですけど、ちょっと心の準備ができていなかったというか、内容はすぐ理解しなければならないという使命感があって理解したんですけど、本当にすぐもう法廷に出るんだというところは、少しびっくりしました。冒頭陳述のことは、流れに沿ってわかりやすく御説明をいただいたと感じました。

(司会者)

今のお話ですと、3番の方は抽選で裁判員に選ばれましたという手続が午前中であって、午後からもう始まったと。

(3番)

はい、午後からでした。法廷に入る入り方もその日に習いました。一斉に裁判長がおじぎをしたときにみんな並んでおじぎをするというタイミングに、そこはちょっと、あ、そうなんだという感じでしたね。

それからやっぱり、裁判員の方も含めて席が高いですから、上から見下ろす感じになって、少し抵抗があったというのはありました。あとは説明は非常にわかりやすく理解できました。

(司会者)

今、拝見しても、検察官の冒頭陳述メモも、それから弁護人の冒頭陳述と書かれているものも、非常にすっきりと整理された、ビジュアルとしてわかりやすそうに見えるものなんですけれども、実際に検察官、弁護人双方の冒頭陳述、いずれもわかりやすかったでしょうか。

(3番)

はい、わかりやすかったです。

(司会者)

初日の、しかも選ばれたばかりという、かなりハンディといたしますか、それがあ
ると思うんですが、それでも特に支障はなかったでしょうか。

(3番)

特になかったです。印象的なのは、弁護人の方が若いというのもあったんですけ
ど、何となく物足りなさというか、本当に加害者を守る気があるのかと、検察官に
比べて迫力が少ないという感じがしました。それは印象ですね。

(司会者)

それは声の大きさとかそんなことでしょうか。それともやはり若いからという見
た感じでしょうか。

(3番)

何かやはり説明ももう少し詳しくというか。やっぱり若いというのが大きかった。
それは弁護人さんに申し訳ないですけど、印象で。

(司会者)

ただ内容としては、先ほどの話ですと弁護人の方の冒頭陳述も内容はわかったと
いうことでしょうか。

(3番)

理解できました。

(司会者)

迫力が少し違ったということでしょうか。

(3番)

やっぱりテレビとかの影響で。

(司会者)

ありがとうございました。

それでは、今度は4番の方、冒頭陳述という点で思い出していただいて、わかりやすさはいかがでしょう。

(4番)

冒頭陳述ですね、検察官の方の冒頭陳述はとてもわかりやすかったです。2名の検察官の方が来られていまして、女性の方がいろいろと紙を見ながら説明をしてわかりやすかったです。弁護人の方は、先ほど3番の方が若い方だと言っていて、わかりづらかったみたいな、迫りに欠けたみたいな話があったんですが、私の場合はちょっと高齢の方でして、逆によく言っている内容がわからなかったです。ですので、検察官の冒頭陳述はよく理解できたんですけど、弁護人のほうは何を言いたいのかなという、いまいちわかりづらい感想がありました。

あとは先ほど3番の方が入っていくときに抵抗があったという話があったんですが、最初の冒頭陳述ということで、私の場合は特に何もなくて、高いところからというお話もありましたが、そんな意識も余り感じないで、ずっと入っていて、さっと説明が聞けて、ぱっと帰ってきたという印象があります。

(司会者)

ありがとうございます。弁護人の方の声が聞き取りにくいとかそういうことではなくて、内容がということですか。

(4番)

声も聞き取りにくかったですし、話の内容が何が言いたいのが。大体はわかりましたけれども、途中途中、今言っていることは何を言いたいのかなという部分が何回もありました。

(司会者)

ちょっと説明不足の点があったということですか。

(4番)

何が言いたいのがわからなかったです。無実だということを言っているのはわかるんですが、じゃあその話はその無実に関係あるんですかみたいな、そんな印象

が残っています。

(司会者)

ありがとうございます。

それでは続いて5番の方、冒頭陳述ということでいかがでしょうか。

(5番)

冒頭陳述ですと、割と時間はそんなに長くなかった感じだったんですけどちょっと人物関係図がなかなかすっと入ってこないというところがありました。

ただ、どちらからでしたか、両方からでしたか、一応図で人物関係図を作っていたので、それによって非常に私はわかったなと思います。ただ、なかなかやはり最初のところなので、人によってはそこのところの関係がちょっとわからないというような印象を持たれた方もいました。

ただ、冒頭陳述の後に別室に1回帰って、裁判官の方が1回整理していただいていたんですかね、ちょっと覚えていないんですけど何か1回その辺の区切りがあって、こうですねというのを整理していただいたような記憶が、ちょっともう記憶が定かじゃないんですけど。

なので一応どういう事件の背景であるとか、関係であるというのは1回整理される機会が、ちょっとこのどこの段階か忘れたんですけど、それがあったので、それでその後の議論がちゃんとできるようになったのかなと思います。

(司会者)

今のお話ですけれども、まず人物関係図というようなものが検察官の冒頭陳述メモの別紙のようなかたちで付けられているので、人物関係はかなり複雑であるけれども、それなりにわかったということですかね。

(4番)

それなりに、はい。

(司会者)

あと、少し裁判官のほうで整理をしてくれたというのは、あれでしょうか、法廷

で冒頭陳述を検察官，弁護人が言った後，今まで整理してきた争点はこういう内容でしたということを法廷で告げるということがあるんですが，それではないわけですね。

(4番)

ないですね。1回戻って。

(司会者)

そうすると戻ってきて控え室といいますか，評議室でこういう人物関係でしたねというようなことが確認されたということでしょうかね。

(4番)

そうだったと思います。

(司会者)

わかりました。

それでは続いて，6番の方に冒頭陳述についての御感想を，今思い出されることなどおっしゃっていただいてよろしいでしょうか。

(6番)

冒頭陳述のメモは，検察官の方のも弁護人の方のも両方詳しくあったり，どこをピックアップしているのかというのが割とわかりやすく，メモを見ただけで大体内容がわかるという感じで，すごくわかりやすかったです。

実際に法廷に入ったときに，メモを見ながら説明してくれるときがあったんですけど，いいとか悪いとかではなくて，検察官の方も弁護人の方もすごく印象が強い感じで，検察官の方は割と早く強めに言って，私からしたら威圧感があったかなという感じで，弁護人の方は劇がかっているというか，割とこうなんですみたいな感じで訴えかけてくるような言い方をされる方で，後々話し合いのときに影響が出てきたので，最初の検察官と弁護人の印象は大事なんだなというのが，ちょっとそのときに思いました。

(司会者)

今、冒頭陳述メモを拝見しますと、弁護人の方が出されたメモは、かなり文字数が多いといえますか、情報量が多そうに見えるのですが、実際に聞いておられたときに、特に詳しすぎて冗長だとか、わかりにくいとかいうことはなかったということでしょうか。

(6番)

そうですね、割と被告人の今までの優しさみたいなこととかが結構書いてあって、そういうのを訴えかけてくるような感じで言われているので、最初は細かくてちょっと見にくいと思ったんですけど、後に話し合いをするときに、これを見てこうだったというふうに思い出して話し合えることがたくさんあったので、最終的には、細かかったけど話し合いのときにすごく役立つ情報になりました。

(司会者)

ありがとうございました。

それでは、1番の方がいかがでしょうか。

(1番)

検察官の方の冒頭陳述というのは、リストをいろいろ見せていただいたり、大きなはっきりした声で説明されたのがとても印象に残っています。大変元気のある頼もしい感じの検察官の冒頭陳述で、大変わかりやすかったです。今、思い出して見せていただいているんですけども、なるほどなるほどと、改めて思い出しておるところでございます。

そして私なんかも、6人で審理に臨むときに、確かに3番の方がおっしゃったように何か偉そうな感じでちょっと恥ずかしいなというのがまず一番と、あとたくさんの方がすごい顔で見ているような気がして、若干怖いものを感じたりもいたしました。

いろいろ感想とか思い出していたんですけども、審理の中で弁護人による立証で、少年院の所長さんが証人で尋問にお答えになっているところで、何年間か少年院には入れておける期間があって、そこを過ぎたら不安であっても出さなきゃなら

ないんですみたいなことがとても印象に残っていて、それで不安な人を出してどうなんだろうというのを、また改めて思い出してしまって、ちょっと話が違いますけれども、そこが今思い起こすととても印象に残っているところでございまして。

(司会者)

先ほど冒頭陳述、検察官の話しぶりや内容が非常にわかりやすかったという話をいただいたんですが、弁護人の冒頭陳述について、何か思い出されたり、わかりやすさなりについてご感想はございますでしょうか。

(1番)

弁護人の方は余り、弁護というよりも淡々とされているんだなという印象を受けました。被告人に対して少年院に送らせたいという気持ちは少々わかりましたけど、それほど熱く弁護しているというふうには私には聞こえませんでした。

(司会者)

先ほどおっしゃっていただいた証拠調べの内容などについては、次のテーマというところでまたお話ししたいと思えます。途中で口を出して大変失礼いたしました。

冒頭陳述に関して、御出席の検察官、弁護士の方のほうから、何かお尋ねしておきたいことなどあればお願いしたいんですが。

(検察官)

6番さんにお聞きしたいんですが、冒頭陳述メモを検察官、弁護人のを拝見する限り、検察官のほうでは精神障害の話というものが特段触れられていないようなんですけど、一方で弁護人のほうでは、この精神障害のことについても記載があって、これは審理の結果というか、この冒頭陳述のときには検察官は全く触れないで、弁護人の冒頭陳述のところで初めて話が出たというものだったのでしょうか。

(6番)

たしかそうだった記憶があります。

(検察官)

そうだとすると、余り聞き慣れないお話だと思うので、その点について、例えば検察官で話を聞いていなくて、弁護人の冒頭陳述で聞かれたときに、わかりにくいとか、もう少し話を聞いてみたいとか、どのような感想を持たれたのかなというのを教えていただければと思います。

(6番)

まずそういうのも何もわからない状態で、この障害に関して深くわかったのが、証言してくれる先生とかが審理の中でいらっしゃるときがあったんですけどそのときで、だから、最初の冒頭陳述の状態では、私は被告人が障害を持っているという事実だけはわかったんですけど、それがどの程度だとか、それによってどの影響があるとかは、弁護人も検察官も余りそこまで詳しくは言っていなかったと思うので、障害があるという事実だけわかったという感じだったと思います。

(検察官)

そうすると、冒頭陳述の段階としては、頭出しとして事実を簡単にしてもらえば、あとは証拠の中で十分聞いて理解ができたという整理でよろしいでしょうか。

(6番)

はい。

(検察官)

それで、別に冒頭陳述を聞いた段階で物足りなさを感じたとかそういうのでもなく、かえってそのほうがよくわかりやすかったというふうにお聞きしてもよろしいでしょうか。

(6番)

逆に、最初にすごい量の情報を言われちゃうと、1日目でまだよくわかっていない状態だし、いろいろ混乱しちゃって逆にわからなかったと思うので、最初は精神障害があるというのを聞いて、その後一度評議室に戻ってまた話し合いとか、裁判体の方がまとめてくださったりするときに、その担当の医師の方がいらっしゃるときに、これとこれとこれについて質問しようというような感じで、割と細かく決め

てから質問ができたので、私としては特に不平不満みたいな、物足りなさはなかったです。

(検察官)

ありがとうございました。

(司会者)

水上弁護士はいかがでしょうか。

(弁護士)

すごくシンプルな話なんですけれども、冒頭陳述に当たって提出されるメモ、それぞれの事件で提出されるメモなんですけれども、皆様大体5日間から8日間ぐらいの期日の中で、何回目を通すといいますか、毎日目を通すものなのか、あるいは来てどういう事件だったかと思い出すために目を通すのか、これ以外にも事件の資料がある中で、この最初に出されるメモについて、こちらからするとどの程度読み返してもらえているのか。

先ほどの6番さんの意見なんかですと、後でそれをもとに細かく評議したということもありましたので、大体の感覚でもいいので伺えればと思うのですが。

(司会者)

3番さん、いかがですか。

(3番)

両方ですね。検察官側のお話と弁護人さんのほうのお話と、何回と言われても覚えていないんですが、割と一生懸命見たという感じです。特に興味を持ったところがあったので、そういう点では複数回くまなく見ていたという感じではありました。

(弁護士)

わかりました。ありがとうございます。

(司会者)

なかなか冒頭陳述メモを何回ということ聞かれると、我々も答えには窮すると思いますし、評議をする段階では、もう論告や弁論のものも配られていますので、

なかなかそこを区別して見ていただくのも難しいところかなと思います。

何か特に。じゃあ、お願いします。

(4番)

今のメモで、メモというのは、最初に渡されたこういう紙のことですか。

(弁護士)

そうです。

(4番)

実は私、同じものを持っていますよね。こんな簡単なものなんですよ。ひどいですよね。これをもとにだらだらと訳のわからないことを話されていたんですけど、何回見ましたかという話になりますと、逆にわかりづらいので毎回見ていました。毎日毎回見ていました。何を言いたいのかなというのがわかりづらかったのです。

逆に検察官のお話は、この大きさのものが2枚、時系列も入ってわかって、1回聞いただけでわかったのです、頭の中に入っていたので逆に見なかったです。よほどあれ？と思ったときにもう一度見直してみたいな感じで、弁護人の方がお話しするときもそうですし、いろんな評議をする中でも、毎回弁護人さんのほうのメモは、毎回頭の中で、自分の中で整理しなきゃいけないので見ていました。

(弁護士)

大変参考になります。ありがとうございます。

(司会者)

それでは引き続きまして、その審理の中の証拠調べの段階というのに移りたいと思います。皆様のお手元にある審理予定表を見ていただきますと、検察官による立証というような記載等で予定としては書かれていて、検察官証拠調べというような記載等があると思いますが、それから始まりまして、最初は恐らく写真や図面や、あるいは証拠の内容を検察官が読み上げられたりして、それから証人の方が何名か来られたり、そこで証人尋問というかたちで質問と答えがあり、また被告人に対しても同様に、被告人質問というかたちでやりとりがあったと思いますが、このよう

な証拠調べの段階でも、裁判の内容というのは、皆様今、思い返していただいて内容が頭に入りやすかったのか、それともこういう点でわからなかったとか、そうことを教えていただきたくお願いいたします。

では、今度は4番の方からということになるんですが、かなり複雑などいいますか、証拠調べも大変だった事案だと思いますけれども、いかがでいらっしゃいますか。

(4番)

いや、わかりやすかったです。先ほども言いましたけど、最初の冒頭陳述の時点で、検察官の方のいろんな証拠調べの説明も頭の中にスムーズに入ってきましたし、弁護人の方も頑張っているいろいろな印象でした。

(司会者)

大分証人の方の人数が多くて、証人尋問が続いたと思うんですが。

(4番)

外国人の方が密輸の関係で絡んでいましたので、いろいろ質問されているんですけど、なかなかうまく言葉が通じなかったり、いい答えが導き出せなかったりというものがあつたんですけれども、わかりやすかったです。

逆に言いますと、何でこれ裁判員裁判でやったのかなというのが、全体的な印象でした。

(司会者)

裁判員裁判自体は、犯罪の罪名によって決められていて。

(4番)

という話ですね。

(司会者)

難しいかどうかというところと、必ずしも一致はしていないんですが。

(4番)

そうなんですよね。

(司会者)

あと今のお話ですと、通訳を介しての証人尋問というのは、やはりうまく質問と答えがかみ合っていないような部分は見受けられたということでしょうか。

(4番)

そうですね。

(司会者)

順を追って、今日は2人、明日も2人というようなかたちで証人尋問が続いていたと思いますけれども、その内容などを見返しての記憶の程度といたしますか、記憶をずっと最後の評議のときまで保っていくというのは、特に問題はなかったでしょうか。

(4番)

なかったですね。やったやつはメモしましたし、必ず終わった後に評議室のほうで評議がありましたし、そこでもメモしていますし。要は、検察官の方がそのために呼んでいるんだなという意図がよくわかったので、そういうことなのかということと理解はできました。

(司会者)

こういう点を立証したいんだなということがわかりやすかったということでしょうか。

(4番)

はい。

(司会者)

ありがとうございます。

それでは5番の方、証拠調べの内容等についてよろしいでしょうか。

(5番)

二つあるんですけど、一つは証拠調べで出てくる人の順番が、これはそういう順番でしかしようがないと思うんですけど、本来の核心に迫る被告人であるとか、そ

の関係者がどうしても後に出てくるものなんですかね。流れとしてなかなか、今なぜこの証拠調べをしているのかみたいところが割とわからなくなってしまうような、特に1日目はそういう印象を持ちました。

やっぱりそこは、ちゃんと逐一、今どうしてこういう話がされているのかとか、どういう関係のどういう人が話をしているのかというところを、都度整理していただけると、裁判員としては理解がしやすいのかなと思いました。

あともう一つは、証拠調べでメールが結構出てきたんですね。この御時世仕様がなと思うんですけど、なかなかメールの1文なり2文なりを切り取って出されても、正直ぴんとこない部分が非常に多かったですね。

とはいっても、この事件はもう10分とか5分とかの間隔でメールを被害者が受けていたとか、被害者が発信していたりとかあるので、全部を見せられても困るなというところもあるんですけども、メールの切り取りだけでは正直ぴんとこないところがあったので、そういうところはもう少し全体の流れがわかるような証拠の提示のされ方をされると、すっと入ってくるのかなと思いました。

(司会者)

ありがとうございます。

では6番の方、お願いしてよろしいですか。

(6番)

大体の流れで、わかりにくいとか、ここは何でこの人を呼んだんだろうとかそういう疑問はなくて、すっと割と入ってきやすかったんですけど、二つ記憶に残っているのが、弁護人の方か検察官の方が質問をして、それに対して逆の方が「今それ関係ないと思います」と言って、裁判長がそれを取り下げますみたいなやりとりが何回かあって、何で今その質問をしたんだろうとか、今余り関係ないのになとか思うことがちょっと多かったです。

あと私的に一番自分の中で残念になっちゃったのが、社会福祉士の方が3日目に来て質問したりしていたんですけど、最終的に、質問こぼれというか、これはここ

に入ったらこの後どうなるんだろうみたいのを誰も聞いていなかったこととかがあって、聞いておけばよかったなと思うことが後からぼろぼろと出てくるのに、もう聞くことができないというのが、もっとあの時これを聞いておけばよかったという後悔が残るような感じだったという記憶があります。

(司会者)

ありがとうございます。

では続けて、1番の方。先ほど審理についてお話いただきましたが。

(1番)

私がやらせていただいたのは、主犯の少年Aの証人尋問、そして被告人Bというふうに2段階があったんですけれども、大体この審理の予定をずっと思い出しながら、なるほどという感じで。

ただ母親の証人尋問とかおばあさんの証人尋問とか、そういった大変人間としての生々しい声が聞こえるときには、やはり私も人間なので、大変感情に流されるんじゃないかというところで、どこまで私個人の感情を入れるべきなのかというのは涙が出そうになったことも幾つもありましたし、ただそれをやはり我慢するという事で、私はやってきたつもりではあるんですけれども、良かったかどうかわかりませんが。

先ほどちょっと言ってしまったことなんですけれども、弁護人がその少年院の所長さんに、証人としての尋問をされたときの上限が決まっていますが、決してこれでよかったと思って出せる人ばかりじゃないんですよというのが今でも気になっているというのが唯一そこだけでして、あとは大体こういった事件だったので、3人の少年により1人の少年を死なせてしまったという、大変重たいといえば重たくて、全てが気の毒で悲しくてという感じで終わってしまったんですけれども、審理そのものについては、決してわかりにくいということもありませんでしたし、私として唯一、ん？と思ったのはその少年院の所長さんのその一言だけでした。特にそれ以上、変だなと思うようなことはございませんでした。

(司会者)

では、最後になってしまいましたが、3番の方、証拠調べの内容などについていかがでしたでしょうか。

(3番)

ここの箇所かどうかわからないんですけど、第2の事件の被害者、Bさんと仮名で呼んでいたんですが、その方が精神的なすごい衝撃を受けて仕事に行けなくなったり、家から出られなくなったという状況をもう少しクローズアップしてほしかったなという感じがしました。

反対に、加害者の父親が更生を支援すると言っているんですけども、その辺のところが弁護士との連携がちょっと足りなかったと思うんですが、3人の方に被害弁償をしているんですけども、3人目の方への被害額を知らなかったり、支払をしていないというところが裁判官の質問でわかって、それがちょうどついでで隠れていたところの被害者Bの方が知って、何もその辺の意識がないじゃないですかというのは、私など全くそのとおりだと思って、弁護士側が加害者側の家族、また本人との連携が少ないと。そういう点では、印象的に加害者側はまだ十分反省していないというところを、裁判員の私としては持ったというのがありました。

もう一つは飲酒ということについて、ある程度飲酒しているということは情状酌量の見地で捉えているということがわかって、私などはそれは違うんじゃないですかと、お酒を飲んでいて暴言を吐いたりいろいろとやるのは確信犯なんですよと、ちょっと断定した言い方ですけどそんなことも感じました。

(6番)

済みません、一ついいですか。

(司会者)

どうぞ、6番さんですね。

(6番)

今思い出したというか、見ていて一番、あっと思ったところがあったのを思い出

したんですけれども。

証拠調べの中での話なんですけれども、被害者のけが全治1か月と検察官の方が出していて、弁護人の方が加療2週間と出していて、検察官の方が全治1か月だから重い、弁護人の方は加療2週間だから比較的軽いと言っていて、医学の知識がないのでどっちの取り方をしたらいいのかわからなくて、医師の方がいらしたときに質問をしたんですけど、その医師の方も全治と加療の違いがよくわかっていないみたいなの、余りちゃんとした答えを出していただけてなくて、それがすごくわかりにくかった。重いと捉えていいのか、軽いと捉えていいのか。

その証拠だけちょっとよくわからなかった、どちらの方も、証人の方もわかりにくかったなという印象がありました。

(司会者)

そのあたりについても、ちゃんとその差がどういうものかとか、あるいはどう考えればよいのかという立証が、きちんとあったほうがわかりやすかったのにといいことでいらっしゃいますかね。

(6番)

そうですね。

(司会者)

ありがとうございます。

何かありますか。

(裁判官)

3番の方にお伺いしたいんですけれども、事件が複数あって、今回審理予定を拝見させていただくと、割と事件を幾つかに区切って、書証を見て被告人質問をして、また書証を見て被告人質問をしてというやり方をされているんですけれども、やり方はいろいろありまして、やり方として、最初に全部書証を見て、まとめて被告人質問をするとかという方法もあると思うんですが、今回こういう書証、被告人、書証、被告人というのをやっていただいて、どのような御感想でしたでしょうか。

(3番)

被告人の方がどの程度反省しているのかなというのは、段階を追って見る事ができたかもしれません。

(裁判官)

事件の中身としては、事件ごとに割と1個ずつ見ていくみたいなかたちになっているんですが、そちらのほうがよかったということによろしいですか。

(3番)

いえ、最初に全部わかりましたし、冒頭陳述で。

(裁判官)

冒頭陳述はそうなんですけど、実際証拠を見ていく場面で、事件を幾つかずつ、全部まとめて五つの事件を見ましょうという話ではなくて、幾つかに区切られて審理されていると思うんですけども、それはそれでわかりやすかったということですか。

(3番)

そうですね。

(司会者)

証拠調べの段階ということについて、検察官、弁護人の立場から何か御質問があれば。

(検察官)

先ほど3番さん、6番さんのお話の中にもありましたけれども、やはり最終的に結論を出すに当たって、この点をもっと検察官、あるいは弁護人に立証してほしかったというようなことを思われた方がいらっしゃれば、教えていただければと思います。

検察官としては立証としては万全を期しているつもりなんですけど、終わってみれば、もっとこの点は立証した方がよかったかなと思うこともあるので、ご参考までにお聞かせ願えればと思います。

(司会者)

どなたからでも、いかがでしょうか。

(検察官)

例えばそのほかにも、この人を証人として話を聞いてみたかったなということを思われた方はいらっしゃるでしょうか。

(6番)

はい。

(司会者)

6番の方ですね、お願いします。

(6番)

最初に冒頭陳述のメモのときに、家族構成の図があったんですけれども、被告人は次男で、長男という存在が一応書かれているんですけれども、余りここ以外で出てこなくて、私の担当した事件は次男が割とお父さんの面倒を見るお母さんを手伝ったりして、でもそのうちに追い詰められていってみたいという過程があったんですけれども、そのとき長男は何をしていたのかとか、支援をしていたのかとか、そういうところでも、次男の被告人の負担が変わってきたりもすると思ったので知りたかったんですけど、最初の家族関係の図以外で、長男のことを検察官の方もおっしゃられなかったので、この人にも少し話を聞いてみたいというのがあって、やっぱり被告人のお母さんは証言台に立ってくださったんですけど、被告人をかばいたいみたいなのがどうしても見えちゃって、長男だったら子どもの立場に立って、お父さんとお母さんと弟のことをもうちょっと冷静に見て話してくれたのかなとかいうのもちょっと思ったので、この長男という方には来てほしかったなと思いました。

(検察官)

ありがとうございます。

(弁護士)

5番の方にお伺いしたいことがあるんですけども、先ほどお話の中で、いろんな

証拠調べをしている中で、今何でこの証拠調べをやっているのかという位置づけがわからないことがあって、それをその都度整理してもらえると助かるというようなお話があったと思うんですけれども、その整理そのものをその場で、あるいは評議室に帰ったときに、例えば裁判官の方とかがしてもらおうということもあると思うんですけれども、先ほどの話に戻ってしまいますけれども、例えば我々からお渡しする、あるいは検察官から渡されるメモの中に、この証拠はこの事実を証明したいんですよということが書いてあるかたちでも、それはさっきおっしゃられた整理に代わるものになると思われませんか。それとも証拠そのものを見ながら整理してほしいという感覚でしょうか。どちらか率直なところをお聞かせいただければ。

(5番)

両方あるといいと思います。というのは、恐らく検察官の方が検察の立場で証拠を出しているときは、検察の言いたいことを出されている、それは多分弁護側からすれば立場が違うので、なので立場の違いで出されているものを全部100%信じていいのかということもあるので、それはそれで言っていただいた上で、ある意味公正なというか、中立の側でさらに裁判官の方に説明していただけるという両方が欲しいのかなと思います。

(弁護士)

わかりました。ありがとうございます。

(司会者)

それでは、引き続きまして手続の順番ということで、論告・弁論の段階に進みたいと思います。

法廷での証拠調べを全部終えて、検察官と弁護人がそれぞれまとめの主張をされたと思います。検察官は、その論告の際に、最後に求刑というかたちで検察官の主張されるふさわしい刑罰をおっしゃったと思います。それに対して弁護人のほうは、弁護側のおっしゃりたかったことを前提として、弁護人によってはこのような刑罰が相当だと思ふということ、具体的な年数等をおっしゃった方もおられたことと

思います。

この論告・弁論のことについて、何か印象に残っていること、あるいはわかりやすさとか、そういう観点から御意見があればお伺いしたいと思います。

では、今度は5番の方。

(5番)

論告・弁論は、余り特に意見はないんですけども、結局もう一度冒頭の陳述と同じようなというか、メモの内容とは違うんですけど、改めてこうですよということが話された印象で、余り印象には残っていません。

(司会者)

求刑について、きっと法廷で検察官の意見として初めて具体的な年数をお聞きになったと思うんですけども、その求刑を聞いたときの感想とかそういうことはございましたでしょうか。

根拠がわかりやすかったとか、根拠がわかりにくかったとか、何かそのようなことで御印象はありますか。

(5番)

この時点では、正直どういう論理というか、計算というかで求刑されているのかというのは、この後ですよ、裁判官でこういう犯罪だとこれぐらいが一般的ですみたいな話はこの後にされたと思っています。なので、この論告の時点では、検察と弁護人がそれぞれの立場で主張しているので違いがあるのは当然とっていて、数字の根拠とか、年数の根拠みたいなのは特に説明はなかったと思いますし、別にそこは説明がなくてもとりあえず聞く段階だと思ったので、余り違和感はなかったです。

(司会者)

ありがとうございます。

じゃあ、同じ質問になりますが、論告・弁論のことについて6番の方、いかがでしょうか。

(6番)

論告メモは検察官の方も弁護人の方も、話したことをそのままわかりやすくまとめてくださっていて、特に何か問題があるなというのは感じませんでした。実際の法廷での論告というかお話は、検察官の方はたんと進められていて、やっぱり印象に残るのは弁護人の方のほうだったんですけれども、裁判員がいなければ、多分検察官の方のやり方が正しいというか、たんと進めて大事なことを言ってとか、それでいいと思うんですけど。

検察官の方みたいにたんとと言うのが、私たちがいなかったときだったらよかったと思うんですけど、やっぱり素人で緊張もしたり、わかりにくいとか、裁判員は一般人なので、そういう感情を持っているこっちに対して、弁護人の方がすごい話しかけるといってわけじゃないですけど、ここはこうでこうなのでと、こっちにちゃんとやってくれているような印象があって、そういう言い方をされるとやっぱりわかりやすいというか、受け取りやすいという印象が私はすごくあって、それは今でも言っていたことも割とちゃんと思い出せますし、印象に残りやすかったなとは思いました。

(司会者)

ありがとうございます。

では、論告・弁論というところで、1番の方いかがですか。

(1番)

検察官の論告というのははっきりしてしまっていて、少年事件での悪質性とか凶悪性で懲役刑が相当するというのに対して、弁護人の立場から言えば、少年院で更生させるためには家裁に移送した方がいいんじゃないかと真っ向から対立する結論を得ました。どちらのおっしゃることも私はよくわかりました。

その後、私たちも入れていただいて評議をしたわけですけども、一番重要なのは被告人である本人がどうしたらちゃんと、本来多分いいものを持っている人間だと思いますので、それを取り戻せるかということをお私裁判員にも与えられた課

題だったんじゃないかなと。検察官の方も弁護人の方も大変わかりやすかったです。勉強になりました。

(司会者)

3番の方、いかがでしたでしょうか。弁論や求刑というようなところで。

(3番)

わかりやすかったです。

(司会者)

求刑についても特に、いきなり年数を言われてすごくわかりにくかったとか、そういうこともなかったでしょうか。

(3番)

特にはないです。

(司会者)

4番の方、いかがですか。

(4番)

論告ですね。検察官の説明はとてもわかりやすく理解もできて、納得のいくものでした。残念なんですけど、弁護人の方のやつは大変わかりにくくて、何が言いたいのかもいまいち焦点が合わないような感じでわかりにくいものでした。

一番残念に思ったのは、たしか一番最後に裁判所の中でやったのですが、最後に弁護人の方が、皆さんのあれが何か人に影響しますみたいな、ちょっと脅しに近いことを一言言われたのが残念だったのを印象に覚えています。

(司会者)

どんなふうなところが脅しというふうに聞こえましたか。

(4番)

これが終わってから評議に入るんですけど、あなた方が決めたことが、要はその人の何とかに影響を及ぼしますよみたいなお話が、最後にこの日にあったのを覚えています。それを弁護人の方が言われたのがちょっと残念だったというのを覚えて

います。

(司会者)

いろいろな影響を与えますよというようなことですか。

(4番)

慎重にやってくださいみたいな、そういう言い方をされたのが。

(司会者)

何となくそれが脅しのように、脅しという言葉が適切かどうかわかりませんが、そのようにちょっと聞こえた。

(4番)

何かプレッシャーをかけてきたような言い方をされたので、それは十分承知の上でやっているんですけど、それを言葉に出されて弁護人の方が言われたのは残念だったというのを覚えています。

(司会者)

わかりました。ありがとうございました。

それでは、検察官、弁護人の立場から、論告・弁論について何か御質問等あれば。

(検察官)

先ほど3番さんの話の中で、飲酒しているということが情状酌量にはならないんじゃないかというふうに、当事者の主張に違和感を感じられたというお話がありましたけれども、ほかの方も含めて、ちょっとこの主張は違和感があるなとか、何か感じられたことがあれば教えていただきたいと思います。

(4番)

検察官からの主張の話ですか。

(検察官)

どちらからでも結構ですが。

(司会者)

どうぞ4番さん。

(4番)

弁護人さんの悪いところばかり言っちゃって申し訳ないんですけど、そのときの弁護人さんのいろんな主張は焦点が合っていないくて、何が言いたいのかというのが一貫してわからないものがすごく多くて、理解に苦しんだのを覚えています。検察官の言われるいろんなことは、特にそういうことは印象には残っていません。

(司会者)

ほかの方はいかがでしょうか、今の御質問に対して。この点はこのように考えられますというような検察官、あるいは弁護人の御主張で、違和感を感じた部分があったという方がいらっしゃれば。

6番の方どうぞ。

(6番)

わからなかったことがあって、この事件は息子が父親を刺したという事件だったんですけど、被害者が家族内にいるというのと、被害者が第三者、だから家族じゃない知らない人というところは、弁護人の方の論告メモに被害者が父親、つまり第三者ではないというふうに記載されていて、特に検察官の方のほうにはそういうのは書いていないんですけど、それは身内かそうじゃないかによって違いがあるのかとか、そういうのは法律上どうなのかとか、そういうところもよくわからないままだったので、そういう説明が欲しかったなというのはありました。

(司会者)

弁護人の方の弁論メモにも1項目設けられて、被害者が父親、第三者ではないと書いてあるけれども、そのことをどのように位置づけたらいいのかがわからなかったという話でしょうか。

(6番)

そうです。

(検察官)

ありがとうございました。

(司会者)

弁護人の立場から、何かございますか。

(弁護士)

私も同じような質問で、どういうことがどういう理由づけが説得力があって、逆にどういう理由がおかしいと思われるのかということが伺いたかったんですけども、今、多分6番さんがおっしゃったことは、多分理由づけがされていないという、被害者が父親なのに何でというところが、少なくともメモとかに書いていなかったこともあってわかりづらかったのかな、あるいは口頭で弁護するときこそまでの説明がなかったのかなというのもあると思うんですけども。

ほかにもうちちょっと、例えば裁判官ですとか、法律の専門家だったらわかるんだけど、そこはよくこの理由はわからなかったというようなことが、もし今のようなことのほかにあれば、説得的だったとか、逆にそうでなかったということで位置づけがよくわからなかったみたいなことがあれば伺いたいと、もう言われてしまったかもしれないんですけども。

(司会者)

どなたかいかがでしょうか。

(5番)

わからなかったという話じゃなくて、逆にこういうふうにしていただけるとわかりやすいというところですけども、論告のメモで、検察の方のメモですけども、こういう理由でこうだよという、対比を図示していただいていたと思います。そうすると非常に我々素人にも、何でそうなのかというのがずっと入ってくると思いました。

単に資料の作り方だけの話なんですけれども、我々一般人にわかりやすい図示の仕方というのをしていただけると、同じ書いてあるのでも理解がしやすいなというのは一つありました。

(司会者)

5番の方が担当された事件の論告メモを見ますと、左側に何々という事実が書いてあって、そこから矢印を引いて、右側に、だからこの犯罪はこのように卑劣であるとか、そういう図示の仕方をされているのがわかりやすかったということですね。

4番の方もありますか。

(4番)

今お話を聞きながら、席が隣なので見比べていたんですが、作り方が全く一緒で、よくわかりやすく作られています。検察官の方が組織力で戦っているというのが、そういうメモ一つ見ただけでも、いかに私たち素人にわかりやすく知らしめるかという図式ができているのがよくわかるメモだと思います。とてもわかりやすいメモです。

(司会者)

情報を紙にただ書くというだけじゃなくて、そこに矢印を引いたりというようなところでわかりやすくなる部分があるということですね。ありがとうございます。

(検察官)

1点だけよろしいでしょうか。求刑の根拠の話が先ほど出ましたが、検察官としては、この求刑をする根拠をどこまで説明すればいいのかというのは、いつも悩むところです。皆さんの中で、これだけ言ってもらえてわかりやすかった、あるいはちょっと求刑の根拠の説明が不十分だった、何か御感想でも結構ですので教えていただければと思います。

(司会者)

求刑として懲役何年など、結論を検察官がおっしゃったわけですがけれども、何で何年なのかなということも、きちんと説明してもらってわかりやすかったというようの方がいらっしゃるか。あるいは逆に説明不足と言うかどうかはともかくとして、何でなのかなと思ったまま聞き終わったとか、何かそのあたり、求刑についての説明に関する御感想などは、あったら教えていただけますでしょうか。

お願いいたします。

(4番)

求刑何年という話ですよ。そのとき検察の方の説明は結構詳しくありました。こういうふうに社会的影響があるからとか、こういうことが麻薬を密輸されたことによって起こってしまうから罪が重いんだよという説明がされて、内容的には、だから罰せられるんだよと。

ただ例えば18年だったり20年だったりというのは、私たちはあくまでもそんなことはわからないので、そうなんだな、そういうことなのか、大体こういうのはこのぐらいの年数なんだなという、自分の中ではそういうふうに理解しました。です。で、疑問にも思わなかったし、質問をしようとも思わなかったです。

(司会者)

ありがとうございます。ほかの方々は。

6番の方、お願いいたします。

(6番)

1個だけわかりづらかったところがあって、検察官の方の論告メモに、それ自体はすごく論点を押さえていただいて、私にもわかりやすく、被告人にとって有利な情報、前科がないとか、そういうのも含めてこの年数ですと書いてあるので、わかりやすかったんですけど、有利な情報というところの下に矢印で、同種事案と比べて軽い部類に属するとは評価できないみたいな、逆のことが割と書いてあるので、この矢印の意味がよくわからなかったというところだけ、このメモの中で「ん？」となったところがありました。

(司会者)

なるほど。今、拝見すると、求刑と書いたところの上では、この犯行態様の悪質性などについていろいろ書かれていて、第3とあって、求刑というところでは、有利な事情が書かれていて、こういう良い面がありますと書いてあって、その次の行が今おっしゃった矢印を引いて同種事案と比べて軽い部類に属すると評価できず、中程度の部類に属すると言うべきという記載があるんですが、この流れがちょっと

わかりにくかったということでしょうか。

(6番)

そうです。何で矢印がこれについているのかがよくわからなかった。

(司会者)

有利な事情を引いてこの矢印が書いてあるように見えるということですね。

(検察官)

ありがとうございます。

(司会者)

それでは次の段階となりますと、今度は評議室での評議ということになります。評議の内容そのものがというところでは、ちょっと難しいところがあるのですけれども、進行方法ですとか、あるいは評議全般にわたって気になった点とかおっしゃっていただけるとありがたいと思います。

評議のやり方、進行方法、あるいはその全体の雰囲気ですとか、何でもよろしいんですけれども、6番の方からお尋ねしてよろしいでしょうか。

(6番)

評議室では、裁判体の方々が本当にわかりやすく、最初から丁寧に説明して下さったので、割とスムーズに理解もできたし話し合いも進んだと思います。ただ、ちょっとこうしてほしかったなと思うのが、私がさっき言ったことなんですけど、後で証人に聞いておけばよかったということがぼろぼろ出てきてしまったので、もしよければなんですけど、証人に聞く前の評議で、こういうことを聞いておいたほうがいいかもしれないというのを教えていただけると、最初のほうなんかは私たちは何を聞いたらいいいのかもよくわからない状態なので、それを教えていただけたらすれば、もうちょっと取りこぼしもなく、後で聞けばよかったということにもならなかったかなとは思いました。

(司会者)

今の点で、先ほどのお話ですと、具体的には社会福祉士の方に、もう少し将来に

わたってどうなっていくかとか、そういうことを聞きたかったという話でしょうかね。

(6番)

そうですね。

(司会者)

そのほかにもございましたか。この人にこういうことを聞いておきたかったというようなことは。

(6番)

具体的というわけではないんですけれども、やっぱり一番最初の証人の方には、こっちも何をしたらいいのか、何を聞いたらいいのか分からないので、一番最初の証人の方には、多分質問自体が少なくて、後のほうでみんなだんだんわかってきて、証人に質問をしたりしていたんですけど。

だから最初に、こういうことをというのを説明していただきたかったなというのと、それくらいですかね。

(司会者)

ありがとうございます。先ほどお尋ねしているように、できましたらその評議における進行方法、進行状況などについてどんな感想を持たれたかとか、そのあたりを1番の方、お願いします。

(1番)

評議は朝から晩までという感じで、私には、やっぱりもうサラリーマンを辞めてから何年かたっていましたので、わがままを言うと17時までというのはちょっときつかったかなというのは、私個人的な意見です。

評議は裁判長さんとお二人入っていただいて、私どもは全部で8人でしたか、全員が毎日朝から晩まで、結構言いたいことを言い合って、特にこれは残念だったということは一切私はありません。

皆さんいろんな年代の方の意見も聞けましたし、いろいろお立場がある方の考え

方も耳にすることができました。私の意見もそれなりに言わせていただいたような気がしております。

ただ体力的に5時までというのは、私はきつかったかなというのが正直なところ
です。でも大変有意義でした。

(司会者)

ありがとうございます。

では3番の方。

(3番)

さっき言いかけたんですが、評議の中では、やっぱり論議の過程でその人の本当に考えていること、裁判員の方の御意見が伺えて、それはくまなく裁判長がやっていたなど。

だんだんお話ししているうちに量刑のイメージが固まってくるというのは、量刑の事例を示して、それならこうだねというのと、一人ずつお話をしていく中で、余り最初のころしゃべらなかつた裁判員の方がいろいろとお話しいただいたり、その話の過程で結構お話をみんなですることが、やりがいか、それだけの意義は感じました。

それは、やりとりしている中ではなかなか裁判所とも言い合いをしたりして、そこまで私に対しても考えてくれたというのは、平等にやってくれて楽しかったです。

だから、裁判員制度については、自分がその後関心を持って、研修会を社内でやったりすることにつながっています。非常にいい経験だったと思います。

(司会者)

御自分の意見をしっかりおっしゃって、裁判官と言いかうような場面もあったことを含めて、いい経験だったとおっしゃっていただいたんですかね。ありがとうございます。

4番の方、いかがですか。

(4番)

評議ですけど、裁判官の方から詳しい説明があって、理解できる説明の内容で、その後あっけなく決まったというのが印象です。

先ほど6番の方が言っていた質問しておけばよかったみたいな話は、やっぱり出ましたね。出たのは、それは私たちが質問を投げかけたことに対して、裁判官の方が「それ、聞いておけばよかったね」みたいな、そういう感じでそういうのがほかにあったかなという記憶があります。

(司会者)

具体的にというと、ちょっと難しいですかね。誰にどのようなことを聞いておけばよかったかというところは。

(4番)

そこまで覚えていません。そういう内容は確かにさっきの6番の方のお話を聞いていて、うちもそういえば評議のときにそんな話が出たなというのを思い出しました。どこでもやっぱりそういうことはあるんだなというのを思ったので、今、私も口に出して言うておこうかなと思って、多分いろんなことでそういうことはあるのかなと思います。

質問自体は私一切しなかったんですけど、ただそのときに、裁判官の方が余りにも私たちが質問しなかったので、経験になるのでして見たらどうですかみたいなことを言われたのは、ちょっと不謹慎なのかなみたいな印象を覚えています。経験かよみたいな。それはちょっと覚えています。

(司会者)

ありがとうございます。

同じく評議について、5番の方いかがでしょうか。

(5番)

1番の方もおっしゃられていましたけれども、まず時間的なものですね。評議のときですけど、十分こまめに休憩を取っていただいていたいて、やっている途中は特に負荷になったとは思っていなかったんですけど、実は結構大変だったなど、後で振

り返ると思います。

私は普段仕事で割と議論してプランニングの結論を出したりとかということをしているので、やっている最中はもっとさくさく進めてほしいなぐらいに思っていたんですけども、実際家に帰ってみてとか、終わってみると、すごいぐったり疲れているのを感じました。なので、もう少し一回一回を短くするとか、土日をうまく挟んでいただくとか、そうしていただいたほうがいいのかなどは思いました。

あと、評議の進め方になるのかどうか分からないですけど、結局疑わしきは罰せずというんですか、推定無罪というような考え方というのが、ちゃんと何度も裁判官の方に説明はしていただいたとは思いますが、なかなかそういう人権意識みたいところで、全ての人がちゃんと同じレベルで持っているとは限らないので、本当に裁判自体の内容ではないんですけど、そもそもの裁判する以前のところの基礎知識みたいところは、もう少し手厚く説明していただいたほうが、割と皆さん納得感がいくのかなと思いました。

十分説明はしていただいたと思うんですけど、もう少し、もう一步踏み込んでいただきたいというのは思いました。

(司会者)

裁判官のほうで、十分だと思っている説明を本来したはずだろうとは思いますが、それはもう少しあったほうが良いと。

(5番)

もう一步あったほうが良いなどは感じました。やはりなかなかいろんな人がいるので。

(司会者)

ありがとうございます。

では、評議についてということで、検察官、弁護人のお立場から。

(検察官)

1点だけよろしいでしょうか。私は評議を見たことがないのであくまで想像なん

ですけれども、基本的には法廷での証拠調べで心証を十分取っていただいて評議に至るかたちになると思うんですが、ただ評議の過程で、例えば法廷で取り調べられた証拠物、あるいは書証などを皆さん見返されて評議をされるということがあったのかということと、それは法廷での心証というのが取りづらかったのかどうか、そのあたり、御感想で結構ですので教えていただければと思います。

(5番)

最後の言われた心証というのはどういうことですか。

(検察官)

法廷で、例えばこの人の言っていることで有罪だということはすぐわかるとか、あるいはこれぐらいの刑罰としては重い事情になるんだなというふうなこととか、心証を取っていただいた上で評議というかたちになると思うんですが、法廷での証拠調べの中で十分な心証が取れた上で評議に向かえたのかという点ですね。

(4番)

評議する中で、全て録画されたものと録音されたものを見返しているの、そこで改めて確認してみたいなかたちをやっていきます。ですので、みんなでそれを見て、ここはこういうことを言っているんだな、間違いのないな、だからこうなんだねみたいなかたちで評議を進めています。それで、最終的にこうしましょう、ああしましょうということを決めています。そんな感じでよろしいですか。

だから全部見返さなきゃいけないという作業があるので、その時間がすごい長かったです。何年にしようかというのも、判例と検察官の言ったのと合わせて決めています。そんな感じでよろしいですか。内容的にはそんな感じで評議はやっていきます。だから見落とすということはないですね。

(司会者)

4番の方は証人の数も多くておられたので、記憶をみんな共通に思い出していただくためにも、見直すのが多かったということですね。

(4番)

そうですね、ほとんど見たような気がします。

(司会者)

1 番の方、どうですか。

(1 番)

今 4 番の方に大分おっしゃっていただいたので、ちょっと違う事件だったと思いますので、まさにそれぞれ裁判員の人たちの心の中の心証を、どうすり合わせていくか、あと弁護人の方と検察官の方の対立する主張に対してどう折り合えるかというのは、まさに 4 番の方も言われたとおり、ビデオを見たり、もう一回書いたものを全部読み直したり、それぞれがその立場でお考えになって、十分な評議ができたと思っています。それぞれがそれなりに。

(司会者)

ありがとうございます。

(5 番)

証拠はやはり適宜見返すというようなことをしていました。あと、ただし結局証拠でわからない部分は多い、多いと言ってはあれですけど、それもあると思って話していました。というのは、それぞれ検察官の方、弁護人の方が不十分だというわけではなくて、限界があると思っています。

限界がある中で、結構その中で、こうじゃないのという、割と推測が話の中で出てきてしまう部分はあったと思います。ただそこは裁判官の方が、いやそうじゃなくてと、言い方は違うかもしれないですけど、出ている証拠で判断しましょうと導いてくれたというか、言ってくれたので、そこは割と素人でも変な方には行かないようには導いてもらっていたのかなと思いました。

(6 番)

証拠品なんですけど、突き刺さった包丁のレントゲンの画像とかが出てきて、それだと若干実感がないというか、わかりにくいなと思っていたら、評議室に戻ったときに、その本物の包丁を持ってきてくださって目の前で見るとみたいな感じのこと

があって、あれがすごい目の前で見せられてわかりやすいというか、これが刺さっていたんだなというのがよくわかって、それも割と論議の対象になったので、実物を部屋に持ってきて見せてもらえるというのが、すごくありがたかったです。

(司会者)

ありがとうございます。

弁護人の立場から、評議についてございますでしょうか。

(弁護士)

評議も、私も見られるものではないので推測なんですけれども、いろいろな話をされる中で、論告と弁論で言われた内容を参考にといとあれですけど、踏まえて評議されると思うんですけれども、求刑について、双方から出るものと別に極端な話を言うと、求刑がなくても過去の例でということでも可能なわけなんですけれども、評議の中で検察官や弁護人の求刑の数字というものを、どれぐらい意識されたというか、やっぱり頭の中に残った上で、極端な話だとそこがスタートラインになって話をしていたというような話なのか、それともあくまで参考だよねという、私たちは私たちが決めるんだというようなイメージなのかをお伺いできればと思います。

(1番)

私自身はやっぱり検察官の方の求刑がベースでありました。あとはもう素人ですから、それがベースでと考えました。

(4番)

1番の方の話とは、私の場合は全く逆でした。検察官はこう言っているけど私たちは私たちが決めるので、これから話し合っ決めていきましょうみたいなところから入って行って、参考にしたか参考にしないかという、検察官の出した求刑は余り参考にしなかったという記憶があります。

それよりも判例に基づいて、今までこういうやつはこのぐらいの刑なんだよ、こういうふうなのがあるよという説明の下に自分たちで決めた記憶があります。事件性の内容によっても違うのかもしれませんが、私の場合は全く検察官の出した何

年というのを意識しないで、自分たちで独自に判例に基づいて出したというのを覚えていきます。

(3番)

アレンジというか、整理する意味で言うんですけど、私が担当させていただいた事件の争点というのは、公訴事実には争いがなかったんです。強制わいせつ罪で被告人が認めているというところがありましたので、そうすると後は、裁判員、裁判官でどういう結論を出すかというところでしたので、そういうところがこの事件の特殊性。さっき言いましたように、被害者感情というところをもう少し証拠の中に出してくれば、若干変わったかもしれないなど。それはでも、恐らく私なんかわかりませんが、調査をしたりすること自体が被害者にとって、さらに感情を傷つけるということなんだろうなど。こちらの事件は公訴事実を認めるところから始まっていますから、もっばら中で話し合うという整理でした。

(弁護士)

ありがとうございます。

(5番)

それぞれの主張を無視するというのではなくて、ただあくまでニュートラルな立場ではあったと思います。ただ、それぞれ主張されていることは、あくまでベースの根拠があって、だから何年と言われているので、その主張が違うので当然年数は違うんだよという会話をしていたと思います。

弁護側がこういう根拠でこう言っているのはこういう数字なんだよ、検察官がこう言われているのはこういう根拠があってそうなんだよ、だからその根拠がそもそも違っているんで年数が違うんだよという認識で、そういった意味じゃあ、主張されている年数であるとか求刑は、参考にして議論をしてきたので、それはそれでやはり必要だと思います。

(6番)

検察官が出してきた懲役の年数というのと、今まで判例で、この事件は大体こう

だという各年ごとの件数の数の資料を裁判官の方が評議室で出してくださって、それを見比べたときに、2倍ぐらいあったというか、割と検察官が出してきた懲役が長くて、それに対して何で長いのか、判例に対してこの事件では長いのかという説明がちょっとなかったもので、そこに関しては何でこんな長いんだろうというふうになった記憶があります。

(司会者)

ありがとうございます。よろしいですか。

(4番)

逆に検察官の方に聞きたいんですが、今、長いという6番の方の話があったんですけど、私の事件も検察官の方の出した年より結論的に短くなっているんですけど、あらかじめ長く設定しているんですか。

(検察官)

基本的には検察官も、過去の量刑資料をもとに求刑を決めているわけです。ですから判決がこうなるであろうから、それよりも重く求刑を設定するというのをやっているわけではございません。

ただ、検察官の主張する観点のほかに、弁護人のほうから、いや、こういう有利な事情もあるという点が考慮されて、結果的に求刑から判決が下がってしまうということがあるのかなというふうに理解しております。

(4番)

ありがとうございます。

(司会者)

それでは最後になりましたけれども、皆様、これは言いたかった、これを言うために今日来たということもおありなのではないかと思しますので、テーマは自由ですので、それぞれ言っていただきたいと思います。どなたからでもお願いしてよろしいでしょうか。

(4番)

簡単に言わせてもらいます。今日呼ばれた方のいろんな事件の内容を聞いて、確かに裁判員裁判でやるべき事案なのかなと、納得のいく内容のものが多い印象を受けました。

私のやったものは覚せい剤で、明らかに白か黒かだけの裁判で、それなのにこんなに長時間一般の我々が呼ばれてやる必要があったのかなというのが一つの疑問です。もうこういうのはこういうふうに呼ぶんだよと決まっているから呼んだのはわかるんですけど、その辺をもうちょっと見直していただけると、私たちも仕事をしている中で来ているので、そんなに必要でもないのに来る必要はあるのかなというのは、少しやった後の印象でありました。いなくてもよかったんじゃないのかなというのがはっきり言いまして正直な印象なんですね。

あと仕事を休んで来る関係で、やっぱり皆さんそうだったと思うんですけど、仕事を休むのはすごく大変な労力なんですね。自分で言って自分で説明してやらなければいけない。それはそれでいいんですけど、こちらの裁判所のほうからも一言でいいので、職場のほうに何かしらの通知なり、但し書きみたいなものを送っていただけると、話していく中での、休みを取ったりとか、時間をもらったりするのがやりやすいのかなという感じがありました。そういう力添えがあると、今後裁判員裁判に参加して、会社を休んで来る方々の力添えになるのかなと思いました。

あと、これはちょっと嫌らしい話になるんですが、仕事を休んで、私結構遠くから来ているんですが、日当、交通費、何か最低の金額なのかなという印象がありました。正直言いまして、交通費は出ているんですが、一番安い交通費、今日もそうですね。実際そんなんで来ないんです。関内で降りるみたいな計算で、そんなことはあり得ない、朝のラッシュのときに来て、また通勤ラッシュのときに帰る。

私の場合、ちょっと言わせてもらいますと、例えば日にちが続くときは、もう裁判で疲れて帰るんだったらこの辺で泊まっちゃおうと。二、三日泊まったことがありましたので、泊まるやつは出ませんよと最初に書いてあったんですけど、そこを鑑みても、もうあんなに疲れた状態で帰るのは嫌だなというのはあったりしたので、

そういうのも検討事項として今後考えてもらえると、裁判員裁判に参加する方の負担が少なくなるのかなと思っています。

最後にですけど、いろんな人に裁判員裁判に行ったということで聞かれていますけど、私は勧めていません。すごく大変なので。まず来ることが大変、内容を理解することが大変ということで、残念ながら私はいろんな人に聞かれますが、勧めていません。申し訳ありません。

(司会者)

それでは、ほかの方からもぜひおっしゃっていただいてもよろしいでしょうか。何でも、これは言いたかったということ。

(5番)

それほどじゃないんですけど、裁判員裁判の目的というのが一般市民の声とか感情とか、そういうのを取り入れるというところにあるんですかね。そういうのは理解しているつもりですけど、それ以上、それ以外のメリットというのももっと打ち出していただいたほうがいいのかなと思いました。

というのは、やっぱり我々が社会参加というものをする一つのいい機会だと思うので、そういった社会をよくするというメリットみたいなのを、もっともって言っていただいてもいいのかなと感じました。

以上です。

(6番)

三つ感想がありまして、一つは、私はそこまで遠くもなかったからなのかもしれないんですけど、割と来やすく、評議室とか裁判体の方々もとても親切で、丁寧に進めてくださって、個人的にはすごい勉強になったし、また次があるのかよくわからないんですけど、あったらぜひやってみたいなという気持ちではあります。

二つ目は、これはただ単なる感想なんですけど、最後の論告、結論が出て、法廷から出て行くときに、多分これが印象よくなった理由かもしれないんですけど、検察官の方が終わってすぐ去ったりしていく中で、弁護人の方たちが、私が最後に出

たんですけど、私が出ていくまでずっと頭を下げて見送ってくれたというのが、すごい印象に残っていて、あれは最後まで気持ちよくできたなという理由の一つだったと思います。

三つ目なんですけど、これがさっき4番さんの言っていたことと近いんですけど、私はバイトをそのときしていて、バイトを休んでやっぱり来るんですけど、バイトだと有休とかもないし、バイトの店長とかはこれが優先するべきことみたいな認識が全然なくて、それって嫌だって言ったらやらなくていいんじゃないのみたいなことを言われたり、別に全然断れるでしょうみたいなことを言われたりして、だから裁判員制度の認識がまだ全然広がっていないんだなというのをそこで実感したので、もうちょっとアプローチをするというか、裁判員は大事なんですみたいなことをもうちょっと大々的にやっていったほうが、もっとみんなが休みやすくなるだろうし、協力的にもなるだろうなと思うので、私はいい経験だと思うので、そういうのもうちょっとアプローチしていってくれたらいいかなと思いました。

(司会者)

ありがとうございます。一言ずつでも、もしおありでしたら、どうぞ。

(1番)

よほどの事情とか特殊な心持ちで絶対やりたくないという方も中にはいると思うんですけども、私は今6番の方もおっしゃったように、私の知っている世界なんてほんとにたかが知れているわけで、いろんな裁判を通して、こういう人たちもいるんだなと、いい歳してからやっと知ったことも幾つもありました。

だからぜひ、国民の義務とまでは言いませんけれども、できる限り参加できる人はして、自分の考え方を深める、いろんなことをさらに知っていく機会になると思います。これからどうしたら、5番の方もおっしゃったように、世の中の光の当たらない部分というのは幾つもあるわけです。それを一つでも知ることができれば、もっといい国になるんじゃないかなと、ちょっとオーバーですけども、本当に反省もさせられましたし、勉強になりました。皆さんに勧めていきたいと思っております。

ます。

(3番)

皆さんのおっしゃるとおりの印象はよくわかります。なかなか仕事を抜けてくるのは大変だと思います。私は63なんですけど、これまで友人の中に1人裁判員裁判経験者がいました。ですが自分の仕事である程度コントロールができるので、私もそうですけど来られるので、6番の方の言われるのは本当によくわかるし、4番の方も本当にそうなので、条件整備という点をそろえていただきたいと思います。

私も裁判員制度は賛成で、最初に申し上げたとおりですが、法人の中でも広めておりまして、そういった点ではできる限りそういう機会があれば、あと条件整備もしていただきたい。

それから条件整備で、これはちょっと難しいですけど、顔を覚えられちゃうんですね。傍聴人の人を含めて。私のように人の顔を忘れない人間は何でも覚えているんですけど、ほかの方は覚えていないのかもしれませんが、法廷が終わって帰ろうとすると、被告人と弁護人が地裁の前で話しているのを見てしまって、顔をよく覚えているなど、町で会ってもわかっちゃうなど、相手もそうなんだなと思うと、私たちは裁判員で突発的なんですけど、裁判官の方は常にそういうリスクにかられているんだなと思いますけど、仕方がないんでしょうけど、一般の裁判員の方には、そういうことで迷惑がかからないように、何かと配慮していただきたいなと思います。

どんなことがいいのかわかりませんが、私たちは法服を着ていないので関係ないのですけれども、そこは何か課題としてお考えいただきたいなと思います。

(司会者)

それでは、本当に貴重なご意見をたくさんいただきまして、大変ありがとうございました。

まだまだいろいろお伺いしたいことがございますが、時間が参りましたのでここで終了とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。お疲れさまでございました。

(一同)

お疲れさまでした。

以 上